



2022年3月28日

各位

会 社 名 エ レ マ テ ッ ク 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社 長 横 出 彰 (コード番号 2715 東証第一部) 問合 せ 先 執行役員 コーポレート本部長 深 水 正 浩 (TEL 03-3454-3526)

任意の指名・報酬委員会および特別委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及び特別委員会を、2022年4月1日付で設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 委員会設置の目的

各委員会を設置する目的は、それぞれ以下の通りであります。

(1)指名・報酬委員会

当該委員会は取締役等の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るためであります。

(2)特別委員会

当社において、支配株主または主要株主と少数株主との利益相反が生じ得る取引・行為について、 少数株主の保護を図るためであります。

2. 委員会の役割

各委員会は、それぞれ、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に答申する ことといたします。

- (1) 指名·報酬委員会
- ①取締役及び監査役候補者の選解任に関する事項
- ②親会社が指名する役員候補者案に関する事項
- ③上記①及び②に関する株主総会議案上程または監査役会への手続きに関する事項
- ④社外役員の独立性基準に関する事項
- ⑤後継者計画に係る方針・育成状況に関する事項
- ⑥役員報酬設計・構成・水準及び算定方法に関する事項
- ⑦執行役員の選解任、報酬に関する事項
- ⑧その他取締役会より諮問を受けた事項
- (2) 特別委員会
- ①支配株主または主要株主との取引に係る必要性・合理性・相当性
- ②取締役の関連当事者取引等に該当する事項
- ③その他、前各号以外の事項で、取締役会より諮問を受けた事項

3. 委員会の構成

各委員会の委員の構成は、それぞれ以下の通りとします。

(1) 役員指名·報酬委員会

当該委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、その過半数については社外役員から選定することとし、社外役員は独立社外取締役から選定されることを基本とします。

(2) 特別委員会

当該委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の社外役員のみで構成され、独立社外取 締役から選定されることを基本とします。

4. 設置日

2022年4月1日

以上